



侵略的外来水生植物対策

- ▶ 全国各地で特定外来生物による生態系への悪影響が生じている中、国民的資産である琵琶湖では、オオバナミズキンバイ等の大規模繁茂により緊急対策を要する状況。国直轄事業の継続・強化および当県への財政支援の継続・充実等を図られたい。

【提案・要望先】総務省、農林水産省、国土交通省、環境省

1. 提案・要望内

(1) 国直轄事業の継続および強化

- 環境省の直轄防除事業継続による生育面積拡大防止および低密度状態の維持

(2) 県や琵琶湖外来水生植物対策協議会への財政支援の継続・充実

- 生物多様性保全回復施設整備交付金および生物多様性保全推進支援事業交付金による支援の継続および拡充
- 地方公共団体が行う侵略的外来水生植物対策に対する特別交付税措置の導入など地方交付税措置の拡充

(3) 瀬田川での防除と下流域への流出・分布拡大防止対策の実施

- 瀬田川におけるオオバナミズキンバイ等の防除対策の継続
- 「河川における外来植物対策の手引き」の「優先的に対策を実施すべき外来植物」へのオオバナミズキンバイおよびナガエツルノゲイトウの追加

(4) 農地における外来水生植物の管理技術の早期開発

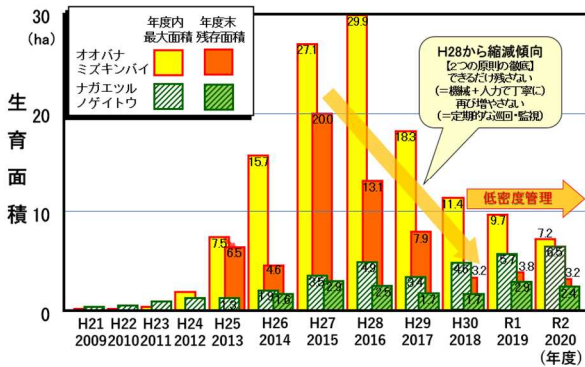
- 試験研究の取組加速と省力的管理・被害防除に資する技術確立と普及

2. 提案・要望の理由

- 侵略的外来水生植物による航行障害や漁具への影響、水田への侵入、下流域への流出等、深刻な被害が継続しており、引き続き、国と県が連携した対応が必要。
- 令和2年度に国直轄事業区域を除く「琵琶湖全体を管理可能な状態」とする目標を達成したが、国直轄事業区域において生育面積の拡大を確認しており、直轄事業継続による拡大防止と低密度状態の維持が必要。
- 琵琶湖保全再生法では、国は必要な財政上の措置を講ずるものと規定している。また、外来生物法の改正により、都道府県における特定外来生物の防除の責務と事務が発生することから、交付金等による財政支援の継続と拡充、特別交付税措置の導入など十分な実行財源確保のための支援が必要不可欠。
- 瀬田川では淀川など琵琶湖下流域への分布拡大を防ぐため、防除の継続が必要。
- 「河川における外来植物対策の手引き」（国土交通省河川環境課）にオオバナミズキンバイ等を加え、侵入初期における対策の重要性を位置付けることが必要。
- 農地での繁殖スピードは速く、侵入した際に水稻の肥培管理等への影響が懸念されるため、早急に省力的管理技術を開発するとともに、現行の試験研究の取組を加速し、早期に省力的管理、被害防除に資する技術を確立し普及することが必要。

巡回・監視の徹底等の集中対策の実施による「琵琶湖全体を管理可能な状態」の維持

＜生育面積の推移＞



＜対策予算の推移＞

予算内訳	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
協議会事業	63,903	46,000	354,682	333,032	286,997	242,597	195,600	200,952
(県費)	52,903	35,000	333,474	318,032	276,997	227,597	181,000	185,952
(国費)	11,000	11,000	21,208	15,000	10,000	15,000	14,600	15,000
県直営事業	-	-	-	22,950	27,540	35,750	26,400	30,000
(県費)	-	-	-	17,950	13,770	17,875	13,200	15,000
(国費)	-	-	-	5,000	13,770	17,875	13,200	15,000
その他県費	2,518	4,183	13,167	10,657	13,472	10,798	8,998	11,287
国直轄事業	16,500	16,200	23,000	30,000	32,000	54,000	40,000	20,000

県は H26～R3 で
17億円以上の県費を投入

課題

- 巡回・監視の対象範囲の拡大傾向（経費の増大要素）
 - －駆除進展による巡回・監視範囲の拡大、「管理可能な状態」下でも当面は巡回・監視の継続が必要
 - －台風による分布急拡大と環境省事業範囲での生育面積激増に対する緊急的駆除・抑制対策が必要
- 物理的な駆除が困難な群落への対応
 - －ヨシ帯や石組み護岸など物理的に「駆除が困難な群落」を対象にした防除手法開発と実装が必要



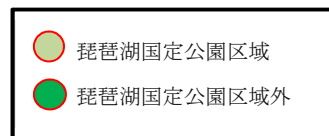
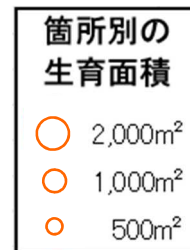
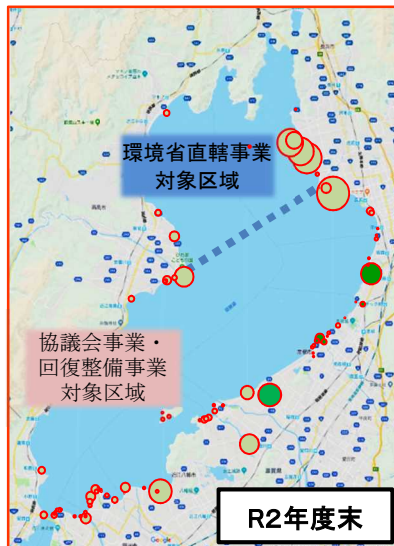
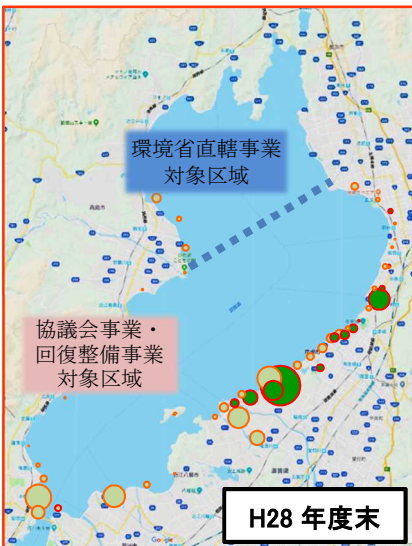
●琵琶湖下流域の状況

【瀬田川（洗堰まで）】生育面積が減少し低密度管理へ移行、下流への流出リスクの低減状態の維持必要。
 【琵琶湖下流域】京都疏水経由で鴨川に侵入、広範囲に分布・生育し、京都府での調査、防除を実施中。
 下流の淀川での生育も確認されており、流域管理の観点からの上流・下流の連携が必要。

●農地の状況

- ・農地や水路へも局所的に侵入が確認され、農業部局を通じて駆除対策を実施し、普及啓発を強化。
- ・農地における外来水生植物の有効かつ適正な管理技術の開発・実装と早期発見体制の確立が急務。

●北湖におけるナガエツルノゲイトウの生育状況



担当：琵琶湖環境部
 自然環境保全課
 生物多様性戦略推進室
 TEL 077-528-3483